

岩手県告示第595号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸大槌漁港海岸安渡地区海岸、赤浜地区海岸及び白石地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成29年8月1日

岩手県知事 達 増 拓 也